

第7章 整備地域・重点整備地域の整備

整備計画

本計画では、整備地域として28地域約6,500haを指定し、そのうち52地区約3,350haを重点整備地域として指定しています(図7-1)。

また、整備地域及び重点整備地域では、区と連携し、本計画の整備方針による取組を積極的に実施するとともに、木造住宅密集地域整備事業等の修復型事業を実施することで、効果的に整備を進めていきます。

整備地域及び重点整備地域の現況等の一覧は表7-1に記載しています。

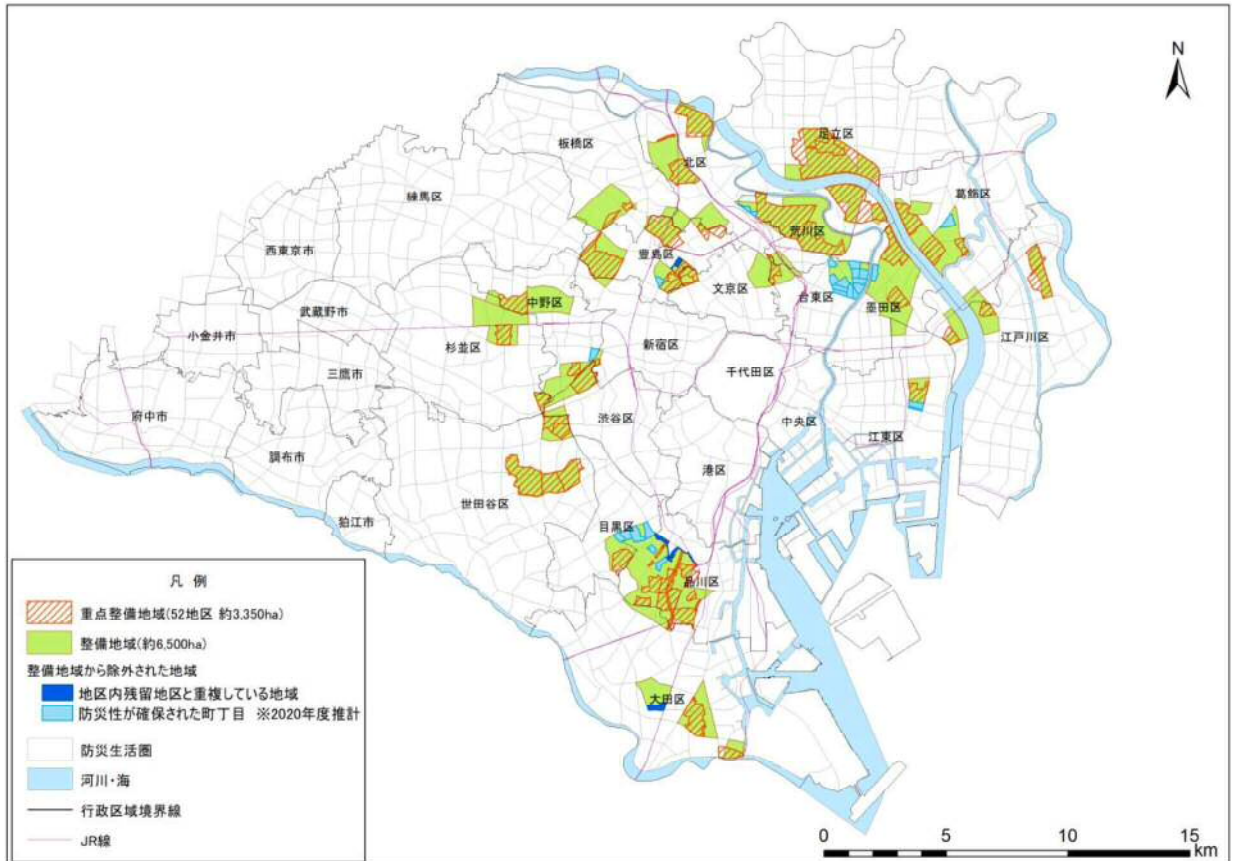


図 7-1 整備地域・重点整備地域

整備計画の構成

整備計画は7-8以降に示しています。各整備地域について、①地域の現況、②地域の概要、③整備方針、整備計画の順に示し、③の中には、重点整備地域の整備方針やその他主要事業を取り上げて記載しています。整備計画は「道路網」、「市街地の不燃化」及び「重点整備地域(不燃化特区)の取組等」の3つに大別して示しています。

なお、4 林試の森周辺・荏原地域は、地域の面積が大きいため、地域を3つに区分しており、①から③はまとめて記載し、整備計画はその後にそれぞれ記載しています。

整備計画に記載の事業スケジュール

道路網及び市街地の不燃化にある表中の事業スケジュールについては、令和5年度末(2023年度末)現在の事業状況として、令和7年度(2025年度)、令和12年度(2030年度)の整備目標の達成に向けた令和5年度(2023年度)、令和7年度(2025年度)、令和12年度(2030年度)の事業スケジュールを示しています。